

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第54号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年6月28日 04時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市御床島北西方沖 御床島灯台から真方位338° 6,000m付近 （概位 北緯33° 03.57′ 東経129° 30.72′）
事故等調査の経過	平成27年6月29日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート いきつき丸、5トン未満（長さ5.1m） 292-6720長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、御床島北西方沖において、錨泊して釣りをを行い、帰航しようと機関の始動を試みたが、平成27年6月28日04時30分ごろ機関を始動することができなかった。</p> <p>本船は、船長が118番通報し、来援した水難救済会所属の船舶により西海市崎戸港へえい航された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
その他の事項	<p>本船の機関は、本インシデント後、緊急エンジン停止スイッチの接触不良で機関が始動しなかったことが判明した。</p> <p>本船は、船長が機関始動時の不調を感じていたが、緊急エンジン停止スイッチを点検していなかった。</p> <p>機関販売修理業者によれば、緊急エンジン停止スイッチは、消耗品であり、劣化による接触不良を生じるので、年間10隻程度の船が同スイッチの交換修理を行っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、御床島北西方沖において錨泊中、緊急エンジン停止スイッチが劣化による接触不良を生じたことから、機関を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>

	<p>船長は、機関取扱説明書に従って緊急エンジン停止スイッチの点検及び整備を行っていなかったことから、同停止スイッチが劣化していることに気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、御床島北西方沖において錨泊中、緊急エンジン停止スイッチが劣化による接触不良を生じたため、機関を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 緊急エンジン停止スイッチは、機関取扱説明書に従って、発航前点検及び整備を行うこと。